

山ノ内町官民連携推進事業支援業務 仕様書

1 業務名

令和5年度 山ノ内町官民連携推進事業支援業務

2 対象区域

長野県山ノ内町概要

面積：265.9km²

人口：11,538人（令和4年7月1日現在）

高齢化率：41.6%（令和4年7月1日現在）

3 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 業務背景

山ノ内町の人口は令和4年（2022年）7月1日現在で11,538人であり、昭和30年（1955年）をピークに減少が続いており、昭和60年（1985年）の住民基本台帳人口18,723人から37年経過し7,185人の減少（▲38.4%）となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、年2.0%前後の減少が継続し、令和47年（2065年）には3,762人に減少すると推計されている。（地域再生計画 抜粋）

本事業においては、人口減少対策及びPPP/PFI活用に向けた基礎調査及び研究業務を行い、当町をはじめ地方の抱える課題について官民連携手法を用いて解決し、住民生活の質の向上を目指して暮らしやすい社会環境の提供が可能な状態を目指す。

5 当該委託業務の基本情報（概要）

(1) 対象事業名：山ノ内町官民連携推進事業支援業務

(2) 仕様

ア 事業の目的

公営住宅、産業振興としての観光施設の設置について、官民連携の手法を活用して、移住・交流人口増を図ることにより人口減少スピードの鈍化、持続可能なまちづくりに繋げていくことを目的とする。

具体的な事業の内容については、次に記載のものを提案すること。

イ 委託事業の内容

① 人口減少対策に向けた基礎調査及び研究業務

- ・他自治体における人口減少対策の事例調査
- ・山ノ内町における人口動態の考察
- ・山ノ内町における人口減少対策の整理及び評価
- ・人口減少対策に向けた方向性と取り組み案の検討
- ・人口減少対策強化に向けたロードマップの策定

② PPP/PFI 活用に向けた基礎調査及び研究業務

- ・国による PPP/PFI 支援内容の調査
- ・公営住宅整備における PPP/PFI 事例調査
- ・山ノ内町における PPP/PFI 活用時における課題整理と対応方針の検討
- ・PPP/PFI 活用に向けたロードマップの策定

③ 令和6年度以降の継続取組に向けた計画立案

- ・次年度以降の PPP/PFI 活用による公営住宅等設置事業に向けたロードマップ策定。

6 委託事業における要求事項

- ・効果的にかつ適切に展開できるようにコンソーシアムを組むなど実現可能な体制を整えること。自社のみで事業実施可能な場合はこの限りではない。
- ・事業実施体制における山ノ内町も含めた各自の明確な役割を示すこと。
- ・事業進捗報告については、各月の報告を行い、年間を通じて2～4回程度の中途報告および実績報告についても行う。
- ・個人情報の取扱いや明確な情報管理の所在、必要に応じてNDAの締結など各種法令等を遵守し、また、遵守できる体制を整えること。
- ・令和6年度以降の事業継続性に関する取組（コンソーシアム形成やそれに関する企業誘致活動など）についても検討し、検討結果について報告すること。また、おおよその時期としては、検討結果報告を1月頃に行い、事業継続に必要な取組の実施判断を行う。

7 報告

- ・各事業においては適切なKPIを設定し、その達成に向けた取り組み状況を定期的に受注者は発注者側に報告を行うこと。
- ・報告には、進捗状況、発生した課題・問題について報告をし、それらを踏まえた計画を各事業において翌報告にて示すこと。
- ・事業予算に応じた推進を行うことを大前提とするが、想定外の予算が発生した場合には双方で対応を協議の上、決定していく為に必要な情報を報告すること。

- ・事業費においては、委託費として事業の分野ごとの経費を内訳がわかる状態にして状況を定期的に報告すること。
- ・各種報告についての間隔は、協議の上確定するものとするが、提案書においては受注者における想定を明記すること。

8 当該事業における成果品

(全体)

- ・実績報告書
- ・作業報告書
- ・その他双方で必要と認めた資料

9 注意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務を円滑に遂行するため、発注者は、受注者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (3) 業務完了後、受託者の責任に期すべき理由による納品物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに受託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な事措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。またその責任は業務終了後 12 ヶ月間とする。

10 参照

- (1) 山ノ内町まち・ひと・しごと創生推進計画
- (2) 第 2 期山ノ内町 まち・ひと・しごと創生総合戦略

11 その他

- (1) 契約手続き等に使用する言語と通貨
日本語及び日本国通貨を使用する。
- (2) 提案事項と仕様の乖離
この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、都度協議するものとする。
- (3) 再委託
本事業における一部または全部を第三者に委託することは原則できない。
- (4) 知的財産権
本事業における成果物（利用物含む）の現著作権及び二次的著作物の著作権と所有権は、対価が完済された時に受注者から発注者に対し、移転されるものとする。

なお、受注者以外で取り扱いしている一般市販品を利用した場合については、この限りでないが、その利用については双方協議の上決定するものとする。

(5) 法令等遵守

受託者は、業務の実施に伴い適用に受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守すること。

なお、委託者は受託者に必要な情報を提供するものとする。

(6) 協議

履行に関して町と十分協議のうえ進めること。